

加東市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく措置請求について、要件審査を実施した結果を令和5年4月26日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和5年4月26日

加東市監査委員 高橋 優
加東市監査委員 壱井 弘次
加東市監査委員 田中 正紀

加監第13号
令和5年4月26日

[REDACTED]様

加東市監査委員 高橋 優
加東市監査委員 壱井 弘次
加東市監査委員 田中 正紀

加東市職員措置請求の結果について（通知）

令和5年3月30日に收受した加東市職員措置請求については、請求の内容を審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象としないことを決定したので、これを通知する。

（理由）

本件請求は、加東市立東条学園小中学校（以下、「東条学園」という。）の建設工事において、大小プールを外構に単独で設置するのではなく、校舎の屋上に設置したことにより工事費が高額になったとして、その差額を損害として返還を求めるものと解する。

本件請求において住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は明示されていないが、東条学園のプール建設に関する請求であることから、本件請求における当該行為は、次の建設工事と考えられる。

・令和2年度加東市東条地域小中一貫校建設工事

- ①契約日 令和2年6月5日
- ②契約期間 令和2年6月6日から令和3年12月15日まで
- ③支出日 令和4年1月31日

住民監査請求の請求期間は、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」（法第242条第2項）とされているところ、本件請求は、前述した当該行為の支出日から1年を経過している。

「正当な理由」の有無については、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に

みて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又はその内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情がない限り、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」（最高裁平成14年9月12日判決）とされている。

また、「決算説明書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することが出来るようになつた頃には、市の住民が相当の注意力をもつて調査するならば本件契約について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきである。」（最高裁平成14年9月17日判決）とされている。

本件請求に関連する当該行為の契約については、市議会本会議及び委員会において審議等がされており、市議会ホームページにおいて住民がその会議録及び会議資料を閲覧することが可能である。当該行為を含めた令和3年度決算についても同様に、令和4年9月に市議会本会議及び委員会において審議されており、また、令和4年9月21日には、

【REDACTED】ことは、請求人から提出された事実証明書にも記載されているところである。

つまり、本件請求においては、住民が情報開示請求をするなどの相当の注意力をもつて調査したときに、客観的に見て当該行為の存在又はその内容を知ることは十分可能であり、かつ、相当な期間内に監査を求めることが出来たと考えられるため、請求人には正当な理由があるとは認められない。

したがつて、本件請求は、当該行為のあった日から一年を経過したものであり、一年を経過したことについての正当な理由も認められないことから、地方自治法第242条第2項の要件を満たしていないと判断し、却下する。

なお、当市においては、個別外部監査制度は導入されていない。